

(案)

資料 5

第 1 号
令和 5 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

高知県個人情報保護審議会
会長 ○○ ○○

特定個人情報保護評価書に係る協議について

令和 5 年 12 月 20 日 付け 5 高市振第 2041 号 により 協議のあった 下記の事項 については、審議の結果、適当と認められます。

記

住民基本台帳ネットワークに関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の第三者点検について

答申第 271 号
令和 2 年 6 月 3 日

高知県知事 濱田 省司 様

高知県個人情報保護制度委員会
会長 門田 登志和



高知県個人情報保護条例第 3 5 条第 2 項の規定に
基づく諮問について (答申)

令和 2 年 5 月 22 日付け 2 高市振第 296 号により諮問のあった下記の事務に係
る特定個人情報保護評価書については、審議の結果、格別の意見はありません。

記

住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務
(全項目評価書)